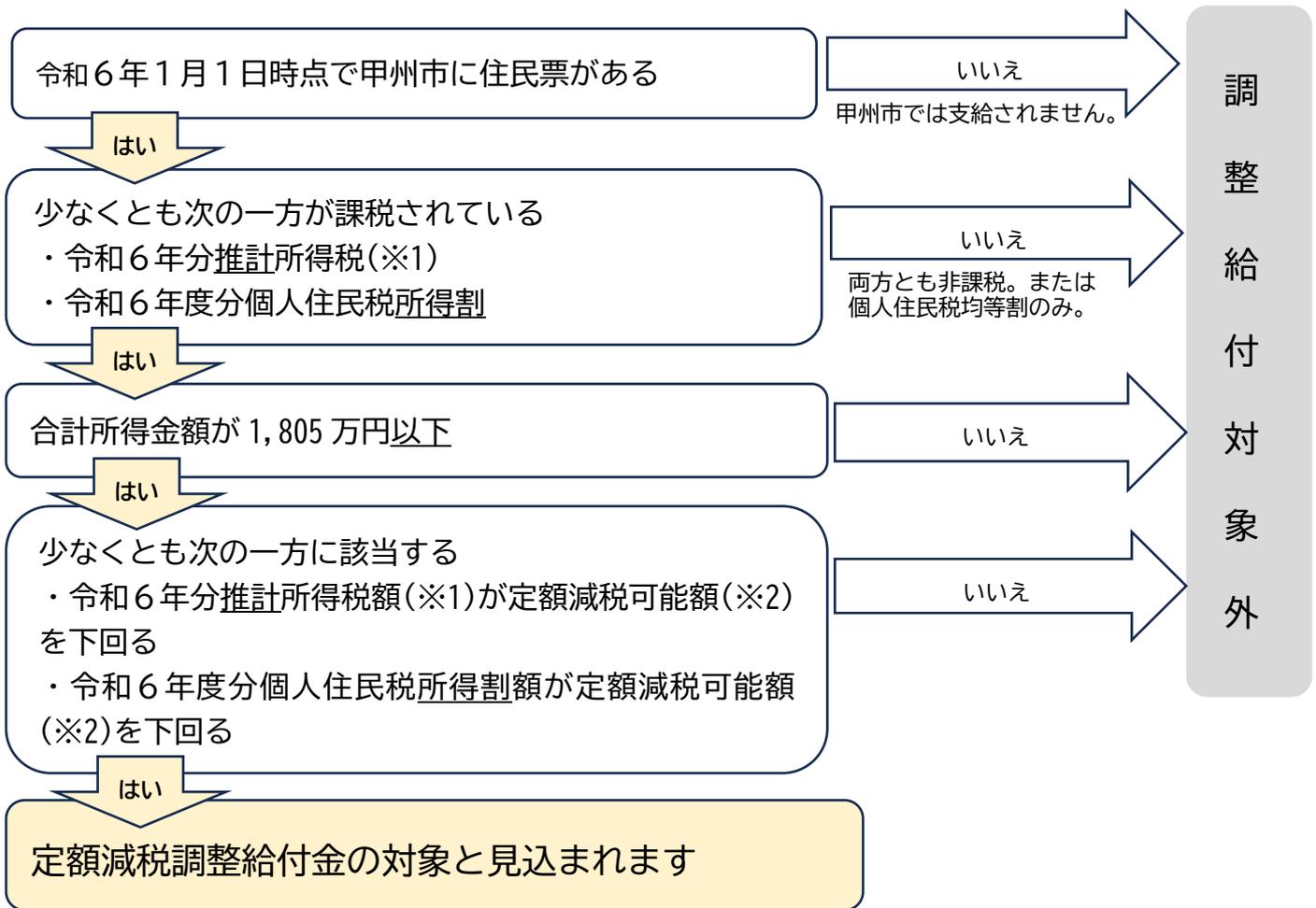


## 定額減税しきれないと見込まれる方への給付金について（調整給付金）

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、定額減税が行われます。その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、その差額を「調整給付金」として支給します。

◆支給対象者 ※次のフローチャートをご参照ください。



(※1) 令和6年分推計所得税額

令和5年分の所得税額に基づき、国が提供する算定ツールを用いて推計した所得税額を使用します。算定ツールの設定上、税額控除（住宅借入金等特別控除や寄附金特別控除など）等が推計所得税額の算定に反映されないケースがあります。

(※2) 定額減税可能額

所得税分	3万円	×	減税対象人数(※3)
個人住民税所得割分	1万円	×	減税対象人数(※3)

(※3) 減税対象人数

納税義務者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族（16歳未満扶養親族を含む。）

（控除対象配偶者及び扶養親族は、国外居住者を除く。）

## ◆支給額

所得税分控除不足額及び個人住民税分控除不足額の合計額を、1万円単位で切り上げた額を支給します。

$$\textcircled{1} \text{ 所得税分控除不足額} = \text{所得税分定額減税可能額} - \text{令和6年分推計所得税(減税前)}$$

(①<0の場合は0)

$$\textcircled{2} \text{ 個人住民税分控除不足額} = \text{個人住民税所得割分定額減税可能額} - \text{令和6年度分個人住民税所得割額(減税前)}$$

(②<0の場合は0)

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = \text{調整給付額 (1万円単位で切り上げ)}$$

※令和6年分の所得税額及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初の支給額に不足のあることが判明した場合は、令和7年以降に追加で支給する予定です。

## ◆手続きの方法・支給時期

対象となる方に、支給額を記載した「調整給付金支給確認書」を発送します。届いた確認書の内容を確認し、必要事項を記入のうえ、提出期限までに本人確認書類等を添付してご返送ください。

発送時期 8月下旬予定

提出期限 令和6年10月31日(木)(当日必着)

提出先 甲州市役所 税務課 市民税担当

支給時期 (書類不備がない場合)市が支給確認書を受理してから3~4週間後(目安)

**！給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！**

給付金の手続きに際し、国や市の職員が現金自動預払機(ATM)の操作を求めることは絶対にありません。その他、不審な電話やメール、郵便、訪問などがあった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

問合せ先

税務課 市民税担当 0553-32-5069